

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口は増加を続けており、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年4月に公表した「日本の将来推計人口」によると、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には3,929万人、令和25年（2043年）には3,953万人に達し、ピークを迎えると推計されています。介護ニーズの高い85歳以上人口は、令和17年（2035年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が見込まれています。

本市においては、令和5年9月末現在の高齢者人口は11,577人で、高齢化率は42.7%となっています。また、令和2年の国勢調査人口は、10年前の平成22年と比較すると16.9%減少しており、高齢化と人口減少は、国や県平均を大きく上回る速度で急速に進行しています。

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、社会全体で支えることを目的に創設されたもので、介護サービス利用者は制度創設期の3倍を超えるなど、高齢者の生活を支える上で欠かせない制度として広く定着してきました。今後も一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症を有する高齢者の増加により、介護サービスの需要が高まっていくことが見込まれる一方で、生産年齢人口の減少は加速化し、介護サービスを支える人材の確保は増々厳しくなることが予想されます。

本市では、こうした介護保険制度や高齢者を取り巻く状況を踏まえ、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むとともに、地域住民が参加し、支え合う共生社会を目指すため、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」を包括的に支援する体制を構築し、その取組を推進してきました。

本計画は、介護保険法の基本的理念を踏まえ、高梁市総合計画に掲げた「心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち」の基本方針に沿って、これまでの取組を継承しつつ、令和22年を見据えた中長期的な視点に立ちながら、限りある資源を有効活用し、関係機関との連携による「地域包括ケアシステム」のさらなる深化を目指し、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や取組などの方向性を示すために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な指針となるものです。

老人福祉法 第20条の8

■市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（「老人福祉事業」）の供給体制の確保に関する計画（「市町村老人福祉計画」）を定めるものとする。

介護保険法 第117条第1項

■市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（「市町村介護保険事業計画」）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、最終年度の令和8年度には、次期計画の策定に向けた見直しを行い、令和9年度を初年度とする第10期計画を策定します。

なお、本計画は、第8期で掲げた地域包括ケアシステムの取組を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的な視点に立って策定します。

【図】 計画期間

団塊世代が 65歳に						団塊世代が 75歳に						団塊ジュニア 世代が65歳に				
▲						▲						▲				
2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	...	2040 (R22)
第6期計画 (H27～H29)			第7期計画 (H30～R2)			第8期計画 (R3～R5)			第9期計画 (R6～R8)			第10期計画 (R9～R11)				
令和22年を見据えた中長期的な計画																

4 PDCA サイクルによる進行管理

本計画（Plan）に基づき、地域包括ケアシステムの充実に向けた施策を実施する（Do）とともに、計画の達成状況については、毎年度、高梁市介護保険事業計画推進委員会において評価（Check）を行い、その結果を基に改善（Action）を図ります。

なお、計画の達成状況と評価結果については、市ホームページにおいて公表します。

5 上位計画・関連計画との関係

本計画は、高梁市総合計画に掲げた基本方針「心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち」の高齢者福祉分野について具体化するもので、本市における高齢者保健福祉施策、介護保険事業を計画的に進めるための基本となるものです。

計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、県が策定する「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」をはじめ、「高梁市総合計画」や「高梁市医療計画」、「高梁市すこやかプラン21」など、関連計画との調和を図りつつ、計画期間に展開する施策を掲げるとともに、第9期における介護保険サービス利用者数及び利用量の推計と介護保険料の設定を行います。

6 計画の策定体制

○高梁市介護保険事業計画推進委員会

本計画を市民や民間の事業者と協働して推進するために、保健・医療・福祉の専門家、学識経験者、被保険者の代表等で構成する「高梁市介護保険事業計画推進委員会」を設置し、高齢者を取り巻く状況や施策全般の取組状況、課題を踏まえ、計画策定について協議しました。

○高梁市介護保険事業計画等策定検討会

高齢者保健福祉施策を推進する庁内の関係部局が連携を図り、必要な施策の検討を行うために、「高梁市介護保険事業計画等策定検討会」を設置し、課題と目標を共有し、本計画の策定に必要な事項を検討しました。

○パブリックコメント

広く市民の皆さんの意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間：令和6年1月19日～2月9日

意見等の数：なし

7 介護保険制度の主な改正内容

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」における介護保険関係の主な改正事項は次のとおりです。

（1）介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
 - ⇒被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - ⇒市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

（2）介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
 - ⇒各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
 - ⇒国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

（3）介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
 - ⇒都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

（4）看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
 - ⇒看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

（5）地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
 - ⇒要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など